

前BPO放送倫理検証委員会委員長・川端和治氏に聞く

放送・通信融合時代における放送局の果たすべき役割

放送局によるネット配信が本格化してきた現在だからこそ考えておきたいこと、それは「放送の公共性」だ。放送法第一条に明記される「健全な民主主義の発達に資すること」とは、決して「無難な放送」に終始するためのものではない。2018年まで放送倫理・番組向上機構（BPO）放送倫理検証委員会の初代委員長を務め、自著『放送の自由 その公共性を問う』（岩波新書／2019年刊）において放送・通信融合時代における放送局の果たすべき公共的役割について説いた弁護士の川端和治氏に話を聞いた。

（聞き手：吉井 勇・本誌編集部、構成：高瀬徹朗：メディアウォッチャー）



1945年生まれ。東京大学法学部卒業後、弁護士となり、第二東京弁護士会会員。第二弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長を歴任。2007年から2018年までBPO（放送倫理・番組向上機構）放送倫理検証委員会委員長を務める。放送界における自主的・自律的な放送倫理、自由と公共性のあり方を問い続けてきた姿勢は、2018年に放送批評懇談会の第9回「志賀信夫賞」、2020年に第46回放送文化基金賞の個人・グループ「放送文化」部門で受賞

放送局に見られる構造的問題

—— BPOの経験から、放送局のモラル観をどう見るか。

川端 2007年から2018年まで放送倫理検証委員会（検証委員会）の委員長を務めたが、問題ある番組について審議・審理した上で「意見」を公表しても、別の局が同じような事例を起こす。裏付け取材の不足やスタッフ間の意思疎通の欠如からくる問題が繰り返され、本音を言えば「モグラ叩き」状態だったように思う。

—— そうした構造になっている背景をどう考えているのか。

川端 率直に言えば、コストからくる人員不足だ。やろうとすることに予算と人員が足りていない。また、制作会社を頼ることが多いため、制作会社まではBPOの意見が届かない。BPOとしても研修に制作会社の参加を呼びかけるなど工夫はしたが、放送局以上にスタッフの出入りが激しく、知見を蓄積するのが困難だった。

—— 制作現場における意識改革は難しい課題ということか。

川端 全放送局に向けて、人員と予算が作ろうとする番組に見合っているかどうかのチェックをするよう提言したことがあるが、あまり芳しい反応はなかったと思う。制作会社の人材が使い捨てに近い状況にあることも含め、簡単に解決できる問題ではないと感じた。

放送法「健全な民主主義の発達」の現在地

—— 放送法第一条にある「健全な民主主義の発達に資する」と、放送局の関係はどうか。

川端 テレビ放送の開始当初から1970年代までにおいて、相当な役割を果たしたことは間違いない。放送法策定に関与した人々がその条文に強い意志と意欲を込め、戦後復興という時期を生きた人々がその決意を読み取っていたことは容易に想像できる。その記憶は時間が経過するにつれて薄れ、形骸化していったのではないかと感じる。

—— 総務省による「放送免許更新」という制度が足かせになっていることはないか。

川端 現実免許更新を取りやめることは難

しいだろう。ただし、実際に放送局が何らかの問題を起こした際、当局が免許更新に絡めて問題にしたことが何度かある。「椿発言問題」のときは条件付きの免許更新がなされた。また、「やらせ」と呼ばれる問題や番組『発掘! あるある大事典』に代表される情報の捏造などで「厳重注意」や「警告」が行政指導としてなされた。しかも免許更新の際、番組編集準則の実施状況の報告が求められており、行政指導歴が問題となりうる。そのため放送局側が「万が一」の事態を懸念し、その意識が反映されて「無難な放送」が増え、番組制作が委縮と忖度の方向へと進んだのではあるまいか。

ネット時代における民主主義

—— ネット時代において、視聴者である市民からの声も圧力になっているのではないか。

川端 そもそもBPO自体は視聴者の声を聞くことで成立している団体なので、より視聴者の

声が届きやすくなった現状に戸惑いはない。一方、さまざまな異なる立場からの意見が数多く上がってくるようになったことで、放送局側がそれらをどう取舍選択していくのか、難しくなった。

—— SNSの登場について、どう考えているか。

川端 放送は、今まで特権的な人たちが発言できる「言論の場」になっていたが、インターネットにより誰でもメディア発信できるようになった。そしてSNSによって従来つながることのなかった、似通う意見の持ち主同士が集まれる場にもなった。結果として、より多様な意見が放送局に届けられるというメリットは生まれたが、特定の強固な考えを持つ人々からの意見も表に出やすくなった。検証委員会の事例で言えば、番組『ニュース女子』の件がそれで、BPOとして「事実（取材）に基づいた内容ではない」と指摘しても、SNS上で「我々が正しい（＝BPOが間違えている）」というスタンスを崩さないグループがいる。先ごろの米大統領選挙であったトランプ支持者たちの動きと同様だろう。

—— 現在、放送局に求められる「民主主義」への貢献をどう考えるか。

川端 放送法が求めているのは「さまざまな論点を偏りやゆがみなく出すべき」ということ。ただし、多様な論点を提示することとは、それぞれを横並びにして扱うということではない。量的な均等を求めるのではなく、正しい意見は正しいものとして、間違った意見は間違ったものとして扱う「質的な公正」が民主主義的な正しい公平性だと考える。制作側が正しいと思うことだけで番組を組み立て、他の意見を排除することは許されないが、すべての意見を時間的に平等にすることが民主主義発展への正しい選択を与えることではない。視聴者の選択に本当に役立つ情報をどう選択し、どう伝えるか、その判断が放送局の役割だろう。

—— デジタル技術を生かした民主主義という考えもあるが、何が必要か。

川端 インターネット空間は何でもありで、真実に迫り、心動かされる分析もあれば、全くでたらめな内容も混在する。事実を都合よく歪める言論がはびこると、言論の自由は機能しない。しっかりとしたエビデンスに基づいた理知的な議論が展開されなければ、「民主主義の発展」にはつながりようもない。

民放が改めて自覚すべき「公共性」

—— NHKはもちろん、民放も含めた「公共性」という議論についての考えを。

川端 NHKは公共放送として創設されており、すべての視聴者の嗜好や政治的立場を反映しなければならない。必然的に不偏不党が求められ、政府からは自立した質の高い放送内容を目指さなければならない。民放は、放送法政府原案では全く自由なメディアとして立案されたが、朝鮮戦争勃発の直前であり、政治的に偏った放送がなされることを警戒する意見も出て、国会審議で修正されて、NHKと同様に公共性を持つ放送になった。

—— 民放に求められる「公共性」とは。

川端 民放は商業放送だが、民主主義の発展に資するという任務の下で表現の自由を保障されているのだから、政府のためでないことはもちろん、大資本やスポンサーのためでもない自立した放送を行い、真実を追求することによって、民主主義の基盤となる自由な表現の場とならなければならない。それが、民放の「公共性」だ。民放が自主的・自律的に表現の自由を最大限に発揮し、視聴者の選択に役立つ情報を提供することこそが、民放の公共性を担保するのだという自覚を持ってほしい。

放送局がリードすべきネットの信頼性向上

—— インターネット情報に信頼性を持たせるために「第三者機関の設置」を提唱されているが。

川端 放送局が本格的に同時再送信などの

サービスを展開するのであれば、ネット上においても地上波放送と同等の信頼できる情報を提供するのだから。ネット上の表現には、放送法4条の番組編集準則のような制約はないが、「我々は地上波で確立されているのと同様の放送倫理を順守し、真実を追求する」ことを自主的に宣言してはどうかと考えている。その宣言をした局が連合して、ネット上でも自主的・自律的に放送倫理を実践する団体をつくり、その団体のマークが表示されるようにしてはどうか。もちろん、そのマークの信頼性を担保するために、放送におけるBPOのような第三者機関を設置することも必要だろう。

—— 動画配信を担うことが多い巨大プラットフォームが規制すべき、との意見もある。

川端 前米大統領のアカウント停止はそうした動きの一環だが、巨大プラットフォームにそうした権限を与えることは、民主的コントロールとは言えない。プラットフォームの上に乗る人々が自主的に倫理を確立していく形になれば、巨大企業の判断が一方向的にまかり通ってしまう。動画投稿サイトにおいても、現在、違法アップロード以外の動画についても削除の対象となっているケースが出てきていると聞くが、それを行うのであれば、事業者はなぜ削除したのかを説明する必要があり、その判断が正しかったのか、否かをチェックする第三者機関も必要だ。

—— 放送局がネット進出するにあたり、重要なことは何か。

川端 放送倫理を自主的・自律的に構築してきた放送局が、ネットにおいても自主的にルールの遵守を宣言し、その動きに呼応したプレイヤーたちが宣言に賛同することで輪を広げていくことができればと思う。権力から自立し、特定のイデオロギーに染まらず、事実を故意にゆがめることもしないで、真実を追求するという決意を持った表現者たちが連帯し、団結して力を持つことで、より民主主義的なネットの発展が見込めるのではないかと。

—— 本日はありがとうございました。 